

第 1536 回 (3 月 24 日)

保護と自給率のパラドックス

(東京大学) 藤 田 夏 樹

本報告では、まず、気候の違いや政策的なディストーションの存在にもかかわらず、要素賦存量が穀物の貿易パターンを決定しているという仮説を、簡単な重回帰式を推計することで検定した。推計結果をみると、「資本」に関する係数の符合条件については検討すべき点を残しているが、回帰式の説明力からして仮説の妥当性は支持される。

次に、この結果を踏まえ、「わが国における現状の穀物輸入水準は過小になっている」という主張の妥当性を、実際の輸入量と回帰式から計測された「ノーマル」な値との差が、「評価値の標準誤差」の何倍になっているかという指標を尺度として検討した。その結果以下の 2 点が明らかとなった。

(1) わが国の現状の穀物輸入水準は、先進 20 カ国の「平均」的な貿易パターンから見るとむしろ輸入過剰傾向にある。

(2) 分析対象地域を世界 41 カ国に拡大し、それらの国々の「平均」的な貿易パターンからわが国の穀物輸入水準を評価した場合でも、わが国の穀物輸入が過小であるという仮説は否定される。

さらに、米国とフランスについて同様な分析をしたところ、米国は先進 20 カ国の「ノーマル」な値からみると、わずかながら穀物の輸出過剰国であるが、その程度は日本の穀物輸入過剰のそれよりは小さいことがわかった。言い換えれば、米国の穀物輸出過剰を正当化するためには、わが国の穀物輸入過剰を認めざるをえないことになる。さらに、対象を 41 カ国に拡大すると米国は穀物の輸出過剰国に転化してしまうことがわかった。また、フランスについては、先進 20 カ国だけで見ても、また世界 41 カ国に対象を広げても、いずれの場合も穀物輸出過剰国であることが

わかった。

以上をまとめると、「わが国の現状の輸入水準は過小である」とする類の主張には積極的な根拠がないということが結論づけられる。また、反対に、「米国やフランスの輸出過剰傾向は早急に是正されるべきである」とする類の主張は積極的な根拠が存在していることが結論づけられる。

言うまでもなく、このような結論はわが国が現在行っている保護政策を継続しなければならないことを示唆するものではない。しかしながら、「保護政策によって、わが国の穀物輸入水準は過小になっており、緊急に穀物輸入を拡大すべきである」という主張には積極的な根拠がないこと、また、「米国やフランスはわが国の保護政策により穀物輸出の過小を余儀なくされている」という主張にも、積極的な根拠がないことを示唆している。

本報告における主な限界点として、以下 4 点をあげておく。

(1) 「資本」と土地に関して代理変数を用いたこと。

(2) 推計式が誘導型であり、線形に特定化していること。

(3) 1985 年以外について検討していないこと。

(4) 穀物ばかりでなく土地利用型作物の全ての輸入量を説明変数にするのが望ましいが、ここでは穀物のみに限定していること。

(5) 価格が外生的に与えられたという点で、厳密な意味では貿易論の実証分析とは言えず、記述統計的なアプローチを利用した政治経済学的分析にとどまっていること。

(文責・伊藤 順一)